

尾張旭市選挙管理委員会（令和6年第3回）会議録

- 1 開催日時
令和6年9月2日（月）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時45分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題
第6号議案 選挙人名簿の登録について
第7号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第8号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第9号議案 裁判員候補者の予定者の選定について
第10号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから令和6年第3回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、9月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿の登録の抹消についての1議案、裁判員候補者及び検察審査員候補者の予定者の選定関係の2議案の計5議案でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
-----	---

委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ) それではまず、次第の２「会議録について」でございます。 前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。
委 員	(なし)
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。 それでは、次に次第の３「議事」に入らせていただきます。 ９月の定時登録に関する第６号議案「選挙人名簿の登録につ いて」、第７号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でござ いますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお 願いします。
事務局	それでは第６号議案、第７号議案につきましては、それぞれ 関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第６号議案「選挙人名簿の登録について」でござ います。公職選挙法第２２条第１項の規定により、登録月の１ 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを 同日に登録しなければならないとされており、本日は９月の定 時登録を行おうとするものでございます。 通常は９月１日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法第 ２２条第１項に基づき、９月１日が地方公共団体の休日に当た

る場合には、登録月の１日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に登録することとなっています。このため、本市では、同項の規定に基づく登録月の１日の直後の尾張旭市の休日を定める条例に定められた休日以外の日である９月２日月曜日に定時登録を行うものです。

それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和６年９月１日を登録基準日、９月２日を登録日としまして、令和６年６月１日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第２１条第１項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満１８年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き３か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成１８年６月３日から平成１８年９月２日までの出生者、住所要件が、令和６年３月２日から令和６年６月１日の転入者ということになります。

次に第７号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第２８条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和６年６月３日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第２８条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後４か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和６年６月１日から令和６年８月３０日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和６年２月１日から令和６年５月３１日までの市外への転出者でござい

	ます。 次に、本日配布させていただいた登録内訳をご覧ください。 本日の登録内訳を示しています（表を説明）。 また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付 していますので、ご覧いただければと思います。 第 6 号議案及び第 7 号議案の説明については以上でござい ます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお回 ししますので、確認をお願いします。
委員長	では、第 6 号議案及び第 7 号議案について、何かご質問等は ございませんか。
委 員	（なし）
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第 6 号議案及び第 7 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 6 号議案及び第 7 号議案は可決されました。 続きまして、第 8 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消につ いて」事務局より説明をお願いします。
事務局	第 8 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明

	いたします。 公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。 このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。 参考としまして、直前の6月3日時点の登録者数、現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、40名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。 説明は以上です。
委員長	では、第8号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第8号議案は可決されました。 続きまして、第9号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」事務局より説明をお願いします。

事務局	それでは、第 9 号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。 この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者としてくじで選び、同法第 22 条の規定に基づき、10 月 15 日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。 なお、本市で選定する員数につきましては、通知において、120 名が割り当てられております。 裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、さきほど登録を行った令和 6 年 9 月 3 日定時登録の名簿を用いることとします。 また、公職選挙法第 11 条第 1 項若しくは第 252 条または政治資金規正法第 28 条の規定に基づく失権者は、くじを行う前に除外するものとします。 次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。 あらかじめ、こちらのパソコンに 9 月 3 日の定時登録における選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してありますので、この選定方法について議決いただけたら、早速、選定を行いたいと思います。 説明は以上です。
-----	--

委員長	では、第 9 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第 9 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第 9 号議案は可決されました。 では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。 ※ パソコンの前に移動し、くじの実施。選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認。
委員長	では、続きまして、第 10 号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	では、第 10 号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。 この案につきましては、検察審査会法第 10 条第 1 項の規定

に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第11条の規定に基づき、10月15日までに検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。

なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第1群2名、第2群2名、第3群3名、第4群2名の合計9名が割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにくじを行うこととします。

検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。

まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月2日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします。

次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。

また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定者としてします。

なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について議決いただけたら、早速、選定を行いたいと思います。

説明は以上でございます。

委員長	では、第 10 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 10 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 10 号議案は可決されました。 では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。 ※ パソコンの前に移動し、くじの実施。選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認。
事務局	では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。 第 10 号議案につきましては、以上でございます。

委員長	本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ で事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○ 令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクールの一次 選考について ○ 旭野高校との連携について ○ 選挙出前トークについて - 城山小学校 6月10日、11日実施済 - 旭丘小学校 6月13日、14日実施済 - 瑞鳳小学校 6月25日実施済 - 三郷小学校 6月26日実施済 - 本地原小学校 7月11日実施済
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。